

# 第 8 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 1 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室							
開 議 時 刻	16 時 00 分							
閉議時刻	16 時 25 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出席 欠○席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔





<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>願いたします。 事務局から議案第2号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら願いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページ下段をお願いいたします。議案第3号は、6件となっております。 進行番号1でございますが、佐間〇丁目〇〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、東京都豊島区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、341㎡について、売買により住宅1棟、44.71㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。 次に進行番号2でございますが、桜町〇丁目〇〇番〇号-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、302㎡について、売買により住宅1棟、56.31㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。国道125号の北に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。</p>

次に進行番号3でございますが、渡柳〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、祖父である渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、247㎡について、使用貸借により住宅1棟、57.55㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で家族と共に両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇の南東に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、440.54㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、長野〇丁目〇〇番地〇ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、祖父である斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する斎条字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、499㎡について、使用貸借により住宅1棟、60.45㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。斜線部分の広い方で県道熊谷羽生線の北に位置する斎条地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、蓮田市〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇〇番、地目：畑、816㎡、外1筆、計1,315㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、自然エネルギーの普及に貢献するため、候補地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計252枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、8万527kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧下さい。星川の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、東京都豊島区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社〇〇〇 代表取締役

報告事項		<p>〇〇〇〇さんが、北河原〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する北河原字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、357㎡ 外2筆、計1,004㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、北関東と長野県を中心に太陽光発電事業を営んでおりますが、新たな事業候補地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計1,120枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、35万1,120kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。中条堤の南に位置する北河原地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る1月21日、現地調査をしていただいておりますので、町田委員にご報告をお願いいたします。</p>
	町田委員	<p>去る1月21日、私と宮崎委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び町田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書2ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、</p>

		<p>3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。1件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年分の源泉徴収票について</li> <li>・コロナ感染症対策に伴う外出自粛等のお願い等について（県のチラシを配布）</li> </ul> <p>以上をもちまして、第8回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:25)</p>
6 その他	議長  事務局長 主任	
7 閉会	事務局長	

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....